

『長秋詠藻』評釈(2)

檜垣 孝

Notes on “Chōsyū Eiso” (2)

Takashi Higaki

〔要旨〕

藤原俊成の私家集『長秋詠藻』全歌の評釈。(その2、三六七番から三七三番。)

はじめに

はじめに前稿『長秋詠藻』評釈(1) (大東文化大学紀要、第四十二号、平成十六・三)の補訂をしておきたい。

三六二番歌「憂き世には今はあらしの山風にこれや慣れゆく始めなるらむ」について、「法輪寺」の【語釈】中に、「勅撰集では『千載集』巻四秋歌上に入集した道命法師の和歌(二六八番)の詞書に『法輪寺に詣で侍りけるに、嵯峨野の花を見て詠める』と出てくるのが最初。」としたが、勅撰集の初出は『後拾遺集』であったので、「勅撰集では『後拾遺集』巻二春下に入集した法円法師の和歌(二六一番)の詞書に『法輪に道命法師の侍りけるとぶらひにまかりたる夜、呼子鳥の鳴き侍りければ詠める』、及び、同集巻十八雜四に入集した源道済の和歌(一〇五九番)の詞書に『法輪にまゐりて詠み侍りける』と出てくるのが最初。」と改めたい。

次に、三六三番歌「草の庵に心はとめつついか又やがて我が身も住まむとすらむ」について、【評】中で、俊成と法輪寺の関係について和歌大

系『長秋詠藻』を引きながら述べたが、引用した文章の一部分が抜け落ちていた。「本首と同様な出離の体験と、西行の出家」の部分は、「本首と同様な出離への願望が認められることは、この法輪寺参籠の体験と、西行の出家」であった。

次に、三六四番歌「思ひやれ春の光も照しこぬ深山の里の雪の深さを」について、【評】中で、和歌大系『長秋詠藻』から引用した文中に「従五位・遠江守」とあるのは「従五位下・遠江守」で、また同じく、久保田淳氏『新古今歌人の研究』から引用した文中に「冬の頃であつたらうか」とあるのは「冬の頃であつたらうか」であつた。

次に、三六五番歌「忘れじよ忘るなどだにひてまし雲井の月の心ありせば」について、【語釈】の「御讓位近くなりての頃」の項で、久保田淳氏『新古今歌人の研究』から引用した文中に二度用いた「体仁」という表記は「躰仁」の誤りであつた。

次に、三六六番歌「めづらしき日蔭を見ても思はずや霜枯れはつる草のゆかりを」について、【語釈】の「霜枯れはつる草のゆかりを」の項で、『和歌大系』とあるのは「和歌大系」と訂正する。また同歌の注(12)中に、松野陽一氏『藤原俊成の研究』から引用した文中に、「かなり高いように」とあるのは「かなり濃いように」とある引用を誤つたものであつた。

また、前稿「『長秋詠藻』評釈(1)」の凡例に、引用書名の略称について『長秋詠藻』に関するものは叢書名の略称で示す方針を記したが、これを改めて『長秋詠藻』の名も出すようにしたい。すなわち、「古典大系」は「古典大系『長秋詠藻』」、「新編大観」は「新編大観『長秋詠藻』」、「和歌大系」は「和歌大系『長秋詠藻』」、「冷泉叢書」は「冷泉叢書『長秋詠藻』」に改める。但し、底本に使用した私家集大成本の『長秋詠藻』を引用する場合は従来通り叢書名の略称を冠しないで『長秋詠藻』のままで使用する。

評 釈

崇徳院より、御草子書きて参らせよとて賜へりし、書きて奉るとて、裏紙に葦手にて

367
数ならぬ名をのみとこそ思ひしかかゝる跡さへ世にや残覧

【題意】崇徳院から、何か書いて進上せよといつて下さつた新しい冊子本を、自筆で書いて進上したときに、その包み紙に葦手様で書いて添えた歌。

【歌意】 つまらない名前だけが残るのかと思っていましたのに、このような拙い書の筆跡まで世に残るのでしょうか。世に残ることになろうとは思っていませんでしたよ。

【語釈】 ◇崇徳院 崇徳天皇が讓位をして院となったのは永治元年（一一四一）十二月七日であった。^① 崇徳院は、『長秋詠藻』には上巻巻頭に『久安百首』の下命者として登場し、以下、二〇七、二三四、二三六、二四四、二五三、二五九番の各歌、及び当該歌と三六九番歌に出る。なお、三六五番歌も「崇徳」の文字はないものの崇徳天皇の讓位にまつわる歌であった。俊成にとっては深く恩寵を蒙った天皇の一人として忘れられない存在である。 ◇御草子 冊子本。「御」は崇徳院に対する尊敬の念を込めたもの。「草子」は、物語・日記・歌書など和文で書かれた書物を一般にはさすが、ここはまだ何も書かれていない白紙の状態の新しい冊子本をさす。 ◇書きて参らせよとて賜へりし 何か書いて進上せよといって下さった。「賜へりし」の「し」は過去の助動詞「き」の連体形で省略されている「御草子」にかかる。新しい冊子本を下さって、それに何かを書くようにとの命を受けたのである。俊成が何を書いたかは不明とすべきで、あるいは古典大系『長秋詠藻』の頭注に、「物語を書写したことをさすか」とあるように物語であつたか。あるいは古典の歌書類を書写したか。^② ◇書きて奉るとて 自筆で書いて進上したときに。 ◇葦手にて 葦手様の文字で。「葦手」は、風景画の中に草木・岩石・鳥獸などの形を仮名や漢字で絵画化して書いた文字を普通にはいうが、一行の長短にこだわらず、また行間も整えないで字を散らして書くようないわゆる「散らし書き」のことという。 ◇数ならぬ名をのみとこそ つまらない名前だけを。「数ならぬ」は、普通、「花がためならぶ人のあまたあれば忘れぬらむ数ならぬ身は」（『古今集』、卷十五恋歌五、七五四、よみ人しらず、題しらず）のように、「身」に接続し、とりたてて数え上げるほどの価値もない身といった意味で詠まれるのが普通である。俊成自身も当該歌以前に、「忍ぶとも我は色にも出でなまし数ならぬ身を思ひしらずは」（『為忠家初度百首』、六二八、歌題「共忍恋」）、「もらしても袖やしをれん数ならぬ身をはづかしの森の滴は」（『長秋詠藻』、一七二「述懷百首」中に「初恋」）などと詠んでいる。「数ならぬ身」の「名」ということで、取るに足りない我が身に添った名といった謙辞になるのであるが、そこには崇徳院への不遇を訴えるという意識がうかがえる。和歌大系『長秋詠藻』は「卑位で物の数にも入らぬ我が評判」と注する。「評判」は歌人としての評判ととれるが、ここは藤原北家に連なりながら官人として不遇をかこっている我が身に添った名（頭広）と考える。 ◇かかる跡 このような拙い筆跡。自分の筆跡を卑下したもの。 ◇世にや残覧 世に残るのでしょうか。世に残ることになろうとは思っていませんでしたよ。「や」は疑問の意を表す係助詞。「残覧」の「覧」は当て字で、動詞「残る」の未然形「残ら」と推量の意を表す助動詞「む」の連体形「む」との接続。文法的には係結びの用法で強調の意を表すが、事実としてそういうことは思ってもいなかったということも含んでいると考え、「反語的な表現」ととる。さらに、俊成の意識としては、そのような命を受けたことつまり院の恩寵を蒙ったことを内心よるこぶところもあったとすべきである。

【評】 崇徳院の命を受けて新しい冊子本に物語か歌書類を書写し進上するよろこびを詠み、同時に身の不遇を訴えた歌。

当該歌は、崇徳天皇が讓位をして院となつた後の作で、後出の三六九番歌が『久安百首』の部類を命ぜられた仁平元年（一一五二）の詠なので、その間の作ということになる。俊成二八歳から三八歳までの間である。但し、崇徳院は、讓位後は保元元年（一一五六）のいわゆる保元の乱を起すまでは「新院」（『平家物語』）、乱に敗れ讃岐へ遷幸した後は「讃岐院」と称され、長寛二年（一一六四）に崩御した後も同じであつたが、治承元年（一一七七）七月二十九日になつて「崇徳院」の諡号が贈られた（『百練抄』、『玉葉』）ので、「崇徳院」の文字は詠作時のものではなく『長秋詠藻』編纂時以降のものということになる。

なお、当該歌のように「名」を「数ならぬ」と認識する発想は希であり、同時代の他歌人の作中にも見出せない。俊成には「数ならぬ身」⁽³⁾「数ならぬ名」以外にも、「数ならぬ袖」（『長秋詠藻』、一〇八）、「数ならぬ光」（新編大観『長秋詠藻』、五四三）といった表現（発想）もあり注目される。

『続拾遺集』（卷十六雑上、一一五一、詞書「崇徳院に書いて奉りける御草子の裏紙に」）に入集。

御返し、女房の手にて

368 水茎の跡ばかりしていかなれば書き流すらむ人は見え来ぬ

【題意】 御返歌。女房の手跡で書かれていた。

【作者】 この歌は俊成歌ではないので作者名が記されるべきところであるが、崇徳院からの返歌であることが明らかなので省略された。

【歌意】 冊子本と歌の筆跡だけがやってきて、どうして文字を書き流した人はやってこないのでしょうかねえ。

【語釈】 ◇御返し 御返歌。崇徳院の返歌である。但し、俊成は冊子本を書いて進上したのに添えた前歌を、贈答歌の贈歌として詠み、返歌を期待するという意識はなかったのではないか。思いがけず院方から和歌が返ってきたので「御返し」と詞書きし、贈答歌としてここに連ね収めたとすべきであろう。◇女房の手 女房の手跡。崇徳院が返歌を詠み、お付きの女房が書いたと理解できる。和歌大系『長秋詠藻』は「院より地下人への手紙は憚られたのであろう」と注する。ちなみに、後のことになるが、保元の乱後、讃岐に遷幸した崇徳院が在所から俊成宛に長歌を残し

ていて、俊成は院の死後それを手元に入し返歌を詠むことがある。その時の崇徳院の歌は院自らが書いたもの（「宸筆」）であった。⁽⁴⁾ ◇水莖の跡ばかりして 冊子本と歌の筆跡だけがやってきて。「水莖」は、「筆」「筆跡」「手紙」などの意を持つ。ここは「水莖の跡」で筆跡の意となり、結局は俊成が進上した冊子本の筆跡とその包み紙に書いて添えた歌の筆跡をさす。「ばかり」は、限定の意を表す副助詞。「して」は動詞「す」の連用形に接続助詞「て」の付いたもの。「ばかりして」は直訳すれば「だけで」あるいは「だけであつて」となるが、それでは意が通じにくいので「だけがやってきて」とした。◇いかなれば どうして。形容動詞「いかなり」の已然形に接続助詞「ば」の付いたもの。副詞的に働いて、第五句中の「見え来ぬ」にかかつてゆく。◇書きながすらむ人 文字を書き流した人、つまり俊成をさす。「書き流す」には、包み紙に書いて添えた歌が葦手様の文字で書かれていたので、水の流れる様にすらすらと書いてあるといった俊成への讃辞が込められているよう。「らむ」は宴曲の意を表す。◇見え来ぬ やつてこないのでしょうかねえ。複合動詞「見え来^く」の未然形に打消しの助動詞「ず」の連体形の付いたもの。第三句「いかなれば」を受けて詠嘆表現となっている。

【評】 崇徳院から俊成への返歌。冊子本が献上された事への返礼と、不遇をかこっている俊成を殿上へ呼び戻してやろうという恩寵を示した歌。和歌大系『長秋詠藻』に、「下句は俊成の院方還昇が近いことを暗示するものか」という。但し、『長秋詠藻』編纂時の俊成の記憶に従つてこの前後の和歌は配列されているので、そのように暗示はされたものの還昇はこの時点では実現せず、次歌三六九番歌の詞書に「崇徳院の御方の還昇はまだ申さざりし頃」とあるのが現実であつた。

「いかなれば書きながすらむ人は見えこぬ」という第三句以下の表現は、恋人がなかなかやつてこない相手をなじるような内容としても読めて、贈答歌における女性側からの返歌の趣に似ている。先述したが、讃岐に遷幸した崇徳院が在所から俊成宛に長歌を残し、俊成は院の死後それを手元に入し返歌を詠んだように、崇徳院と俊成の関係は和歌贈答を親しく交わせる深い関係であつたと確認できるのである。

『続拾遺集』（巻十六雑上、一一五二、崇徳院御製、御返し）に入集。

四品に叙して後、^{のち}崇徳院の御方の還昇はまだ申さざりし頃、^{ころ}百首歌部類して^{たてまつ}奉るべきよし仰せ^{おほ}られたりしついでに^{たてまつ}奉りし

雲井よりなれし山路をいまさらに霞へだてゝ歎く春哉^{なげはるかな}

御返しはなくて、還昇^{おほ}仰せ下すよしをぞ、仰せられたりける 教長卿 奉書也

【題意】四位に叙した後、崇徳院の仙洞御所への昇殿はまだゆるされていなかった頃、百首歌を部類して献上するようにと仰せられたのに対し、承諾のご返事を申し上げるついでに奉った歌。

【作者】贈答歌であるので、作者名が記されるべきところであるが、俊成の作なので省略された。

【歌意】宮中から離れ、人里離れた山住みに慣れてしまった私ですので、今になってまた殿上が恋しいと、遙かに霞を隔てて嘆いているこの春ですよ。

【左注】御返歌はなくて、仙洞御所への還昇をゆるすということだけを仰せ下されたということであつた。教長卿が奉書をもつて来られたのであつた。

【語釈】◇四品に叙した後 四位に叙した後。俊成は仁平元年（一一五二）正月六日に美福門院当年御給によつて従四位下に叙せられた（『公卿補任』）。三八歳のときである。◇還昇はまだ申さざりし頃 崇徳院の仙洞御所への昇殿はまだゆるされていなかった頃。「還昇（げんじょう）」は「還殿上（かえりてんじょう）」に同じで、殿上人が昇殿をとめられた後、再び昇殿を許されることをいう。俊成は崇徳天皇時代の殿上人になっていたが、讓位後は遠のいていたのを、この度、院の御所への昇殿をゆるされたので天皇時代と院の時代という違いはあるが「還昇」といったものの。◇百首歌 百首歌。いわゆる『久安百首』をさす。『久安百首』は、その部類本の奥書に「康治之比賜題 久安六年各詠進早 仁平三年暮秋之比依別御気色部類進之」とあるのによつて、また俊成晩年の訴状『正治奏状』によつて、おおよその成立事情が知られるとおり、崇徳院によつて康治二年（一一四三）頃企図された二度目の百首歌である。最初、俊成を含む十三人が詠作者として召されたが、途中三人が没し新たに三人が加えられた。崇徳院自身も百首を詠んでいるので、結局十四人の作者によつてできた作品である。一応の完成は久安六年（一一五〇）であり、この年崇徳院に奏覧された。ために『久安六年御百首』とも呼ばれる。この年俊成は三七歳である。この後、仁平初年俊成が全歌の部類を命ぜられるという榮譽に浴し、仁平二年（一一五二）頃部類を終えて奏覧している。しかし翌年詠作者の一人が没したので、新たに一人を加え、仁平三年暮秋に完成した。この再度部類した百首歌が最終形態であるといわれる。◇部類して奉るべきよし 部類して献上するようにと。「部類」は、ここでは十四人の作品を、各歌人ごとの百首の順を一度解体して、いわゆる勅撰集の部立のように、大きくは四季・恋・雑といった順に、排列し直

すことをさす。◇雲井 宮中。また殿上。雲井は「雲居」で雲のある所、空高い所といった意を本来的には持つ語であるが、宮中の意で用いら

れたものとしては、勅撰集では「雲井にてあひかたらはぬ月だにも我が宿過ぎてゆく時はなし（『拾遺集』、四三七、伊勢、詞書「参議玄上が妻の、月のあかき夜門の前を渡るとて、消息いひ入れて侍りければ」）、「吹く風に散るものならば菊の花雲井なりとも色は見てまし」（『拾遺集』、一一二一、壬生忠見、詞書「天曆御時、菊の宴侍りける朝に奉りける」）などが早い例。◇なれし山路を 人里離れた山住みに慣れてしまった私ですのに。

「山路」は山道であるが、その山道に慣れてしまったというのは、結局は人里離れた山住みに慣れてしまったということ。「なれし山路を」という句は、俊成歌意外には見出せない。◇いまさらに 今になってまた。形容動詞「いまさらなり」の連用形で、「歎く」にかかる。◇教長卿 藤

原教長（一一〇九く没年未詳）。父は大納言忠教、母は大納言源俊明女。元永二年（一一一九）叙爵。侍従・藏人などをへて、永治元年（一一四一）参議、久安五年（一一四九）正三位に至る。崇徳院期の廷臣として『久安百首』にも詠進している。保元元年（一一五六）の保元の乱に連座し出家したが捕えられて常陸国に流された。その後召還され、承安二年（一一七二）の「広田社歌合」、治承二年（一一七八）の「別雷社歌合」などに出詠し、治承四年（一一八〇）頃高野山で没した。家集に『貧道集』がある。『詞花集』以下に三七首入集。◇奉書 上位者の意を従者が受けて伝達するための文書。ここは崇徳院の意を受けて教長が伝達するための文書（院宣）を持つてきたことをいう。

【評】 贈答歌の贈歌。崇徳院の仙洞御所への昇殿を許してもらえようと訴嘆した述懐歌。

この歌は、『今鏡』「藤波の下・第六、ますみの影」の章段中に、藤原道長の子の長家とその子孫について記述した部分にとられていて、その中納言（俊忠）の君達は、民部大輔忠成と聞え給ひし。また俊成三位とてもおはすなり。伊予守敦家の娘の腹とぞ。その三位の御歌も、このごろの上手におはしますとかや。歌の判などし給ふところ聞き侍れ。この三位、讃岐の帝の御時、殿上人におはしけるが、帝位おり給ひて後、院の殿上をし給はざりければ、

雲井よりなれし山路をいまさらに霞へだててなげくはるかな

と詠みて、教長卿につけてたてまつられ侍りければ、御返事はなくて、やがて殿上おほせくだされけるとぞ。撰集には、「あやしや何の暮を待つらむ」とかやいふ歌ぞ入りて侍るなる。⁽⁸⁾

とある。俊成当該歌の詞書と内容的にはほぼ同じであるが、教長に託して崇徳院に歌を贈ったということが新しい情報として知れる。結局、院への贈歌、院よりの返歌に代わる院宣の中継ぎをしたのが教長であったということになる。

俊成が崇徳院の殿上人になりたいという願望を詠んだのはこれが最初ではなかった。『新古今集』卷十六雑歌上に、

崇徳院に百首歌たてまつりけるに

皇太后宮大夫俊成

いかにして袖にひかりのやどらん雲井の月はへだてこし身を（二五一〇）

という作が入集しているが、これは『久安百首』の秋歌の部で俊成が詠んだもので、『長秋詠藻』に収められている（四三番）。現存『久安百首』ではこの俊成歌には、「其時暫為地下故云」という左注が付されていて、『久安百首』を詠進し部類を進めていた時期の俊成が殿上人となりたいという思いを強く持っていたことが知られる。

『続拾遺集』（巻七雑春歌、四七六、詞書「四位の後、崇徳院の還昇いまだゆるされざりける頃、百首歌部類して奉りけるついでに」）、『今鏡』（藤波の下・第六、ますみの影）に入集。

前左衛門佐基俊といひし人に古今の本を借りて、返すとて

370 君^{きみ}なくはいかにしてかははるけまし^{いにしへいま} 古今のおぼつかなさ

【題意】 前官が左衛門佐の基俊といった人に『古今集』を借りて、返す時に詠んで添えた歌。

【作者】 贈答歌であるので、作者名が記されるべきところであるが、俊成の作なので省略された。

【歌意】 あなたがいらいっしやらなければ、昔からずっと『古今集』の不審に思ってきたことを、どうしてもはつきりさせることができたでしょう。きつとできなかったでしょう。

【語釈】 ◇前左衛門佐 前官が左衛門佐。「左衛門」は左衛門府、「佐」は副官の意。◇基俊といひし人 基俊といった人。基俊は藤原基俊（一〇六〇〜一一四二、八三歳）。父は右大臣正二位藤原俊家。母は下総守高階順業女。兄弟には共に正二位権大納言に至った宗俊・宗通、参議正四位下に至った師兼などがある。一族には有力者が輩出しているが、自身は位階官職に縁遠く左衛門佐従五位上で終わった。保延四年（一一三八）出家。法名は覚舜。康治元年（一一四二）正月十七日没。歌人として優れ、長治元年（一一〇四）の「堀河百首」の詠作者の一人になり。永久四年（一一一六）の「雲居寺結縁後宴歌合」に出詠し判者を勤め、以後、権門の藤原忠通主催の歌合に出詠し判者を勤めることなどが多くなる。源俊頼と共に院政期歌壇の重鎮とされたが、説話集などでは俊頼には一步を譲る人物として逸話を残す。『古今集』を尊重する姿勢とその伝統的な詠風は俊成に影響を及ぼしている。『金葉集』以下に二〇五首入集。漢詩にもすぐれ、『新撰朗詠集』を編纂し、『本朝無題詩』に漢詩を残して

いる。^①後述するが、『無名抄』によれば、基俊の出家した年に当時二十五歳の俊成が入門をしている。◇古今の本を借りて、返すとして『古今集』を借りて、返す時に、基俊に入門をし教えを受け、『古今集』を借り受けたもので、この『古今集』は基俊が所持していて自身の考えなどを書き込んである基俊本『古今集』。和歌大系『長秋詠藻』は、「基俊所持の古今集。歌の内容からしても、また俊成本の一本たる永暦二年本の奥書に、『同十二日移付勘物等畢。是或依前金吾本』などに見えることからしても、勘物や注を含むものあつたろう」と詳しく注している。^②◇君なくはあなたがいらつしやらなければ。「君」は基俊をさす。◇いかにしてかははるけまし どうしてはつきりさせ得たでしょうか。きっとできなかったでしょう。「いかに」は形容動詞「いかなり」の連用形。「して」は手段方法を表す格助詞。「かは」は係助詞「か」と「は」の連語で、ここでは反語の意を表す。「あやしくも厭ふにはゆる心かないかにしてかは思ひやむべき」(『後撰集』、六〇八、よみ人しらず、詞書「文つかはせども返事もせざりける女のもとにつかはしける」)。下二句の「古今のおぼつかなさを」と文意上は倒置になっている。「はるけまし」は、動詞「晴るく」の未然形に推量の意を表す助動詞「まし」の連体形の付いたもの。「晴るく」という動詞は憂いなどを晴らす意に用いられる語なので、不審に思ってきたことをはつきりさせ得たという意ばかりではなく、不審に思ってきたそのあやふやな精神状態をすつきりさせ得た、つまり、あやふやな思いを晴らし得たという気持ちが入められている。◇古今の『古今集』の『古今集』という名の由来でもある「古今(いにしへいま)」に、昔から今までという意を含み持たせている。『古今集』を表す意で「古今」と続けて表現されたものとしては、当該歌は時代的には早いものである。源家長が『千五百番歌合』に詠んだ、「これまでも賢き御代に変わらねば古今のあとをこそとへ」(一四〇七番右)という作が近い例として見出せる。◇おぼつかなさを 不審に思ってきたことを。「おぼつかなさ」は、形容詞「おぼつかなし」の語幹「おぼつかな」に名詞をつくる接尾語「さ」の付いたもの。対象がぼんやりしていてつかみどころがないあやふやな気持ちを表す語で、そのような気持ちを晴らすことができたということが作者の思いとしてはあるのである。

【評】 贈答歌の贈歌。基俊に入門をし教えを受け『古今集』を借り受けた結果として、『古今集』の不審に思ってきたことを晴らし得たと、よろこびを詠んで贈った歌。よろこびの気持ちと同時に師基俊への感謝の気持ちが込められている。

俊成が基俊に入門をしたことについては次歌の【評】でとりあげるが、入門をし教えを受けた成果が二十七歳の頃のいわゆる『述懐百首』とすれば、この贈歌もその前後の作と考えられる。下限は基俊の死の康治元年(一一四二)、俊成二九歳の年となる。

『風雅集』(巻十七雑歌下、一八四〇、詞書「基俊に古今集を借りて侍りけるを、返し遣はすとて」)に入集。

返し

基俊の君

371 書きたむる古今の言の葉を残さず君に伝へつる哉
か いにしへいま こと は のこ きみ つた (かな)

【題意】 返歌。

【作者】 藤原基俊。「君」は尊敬の意を込めたもの。

【歌意】 これまで書きためておいた『古今集』の言葉を残さずあなたに伝えたことですよ。

【語釈】 ◇書きたむる 書き集めた。 ◇古今の言の葉を 『古今集』の言葉を。「古今」には前歌で述べたように昔から今までという意を含み持たせている。また、「言の葉」には歌語としての言葉の意ばかりではなく、不審を解決する基俊の意見を書きとめた言葉という意も含まれている。◇残さず君に伝へつる哉 残さずあなたに伝えたことですよ。「君」は俊成をさす。事実として全てを伝えたというばかりではなく、俊成という期待すべき新進歌人に全てを伝え得たというよろこびと感慨無量の気持ちが込められている。

【評】 贈答歌の返歌。『古今集』の歌語等に関する不審の条々についての自らの意見解答を、新進歌人俊成に全て伝え得たよろこびを詠んで返した歌。

贈答歌における返歌の約束事として贈歌中の詞句「古今の」「君」を用いながら、素直に表現した歌といえる。

古典大系『長秋詠藻』は、「基俊が俊成に古今集のことについて教えたことを表わしている点で注目される」と注し、和歌大系『長秋詠藻』は、「下句にはあたかも古今伝授であるかのような口吻が感じられる」という。俊成が基俊に入門したことについては『無名抄』（古典大系本）の「三位入道基俊成弟子事」の章段に、

五條三位入道談云、「そのかみ年廿五なりし時、基俊の弟子にならんとて、和泉の前司入道道経を媒にて、彼の人と車に相乗りて、基俊の家に行き向ひたる事有りき。彼の人、其時八十五也。其夜八月十五夜にてさへ有りしかば、亭主もことに興に入りて、歌の上句を云ふ。

中の秋十日五日の月を見て

とやうくしくながめ出られしかば、是を付く。

君が宿にて君と明かさん

と付けたるを、何の珍し気もなきに、いみじう感ぜられき。さてのどかに物語りして、『久しく籠り居て、今の世の人の有様などもえ知り給

へず。此比誰をか物知りたる人にはつかうまつりたるぞ」と問はれしかば、『九條大納言^{伊通大臣}・中院大臣雅定などをこそは、心にくき人とは思ひて侍れ』と申ししかば、『あないとほし』とて、膝を叩きて扇をなん高く使はれたりし。かやうに師弟の契をば申したりしかど、よみ口に至りては、俊頼には及ぶべくもあらず。俊頼いとやむごとなき人なり」とぞ。

とあるのによつて詳しく知ることができる。基俊と俊成が交わす連歌についても、基俊の質問に対して藤原伊通と源雅定を物知りだとした俊成の答えについても、また、最後の源俊頼と師基俊とを比較して俊頼の方がすぐれているといった俊成の言葉についても、いずれも子細に検討を要する問題ではあるが、歌会の長老である基俊に新進気鋭の俊成が和歌の教を請うたという事実とその臨場感は伝わってくる。また、『袋草紙』（歌学大系本）に、『古今集』の成立に関する記事の中に、

予談「会顯広」、或人之次、以問「此事」。答、先年相「尋基俊君」之处、答云、延喜五年四月十八日上奏日也。

とあるのを参考にとすると、若年とはいえ和歌の修行がある程度進んだ段階にいた俊成の側に不審や疑問が既に多くあり、それを尋ね教を請うために歌会の長老基俊に入門をしたのであったと理解できる。『長秋詠藻』の当該贈答歌と『無名抄』の記事などによつてであろう、後世、基俊より俊成に古今伝授が行われたと理解されてゆくことも確かなようである。以下に日本歌学大系本によつて、俊成が基俊より教を受けたことについて言及しているものをあげておく。

○近くは亡父卿すなはち此の道をならひ侍りける基俊と申しける人（『近代秀歌（遣送本）』）

○いま基俊が伝を俊成より相伝せしには、此沙汰なし。（『水無瀬の玉藻（中）』）

○俊成陪る。歌の骨髓は誰は誰をしめて師とし伝へけると問せ給ふ。歌のよみかたは俊頼に学び侍り、歌の奥義は基俊に伝へ侍りぬ。基俊が伝へ愚ながらかつ承り覚えてこそ侍れ。（『水無瀬の玉藻（中）』）

○但、亡父受「基俊説候之時、唯寵と可「読由授候。（『定家物語』）

○亡父卿は、基俊に庭訓をうけて侍りしかば（『愚秘抄、鶴本』）

○故金吾に、亡父卿の古今をよまれる時、大事とて申されけるとぞ承り置きし。（『三五記、鷺末』）

○基俊朝臣より古今相伝、保延四年廿五歳とかや、不「分明」（『東野州聞書』）

○俊成は、基俊に廿五歳の時より、門弟になり給ひしなり。（『兼載雜談』）

○俊成卿、基俊に歌の事尋ね給ひしに、枯野の薄、有明の月のやうにと答へ給ひしは、すぐく心ばそきやうとなり。（『兼載雜談』）

○能因は長能に習ひ、俊成は基俊より伝ふ。（『戴恩記』）

○惣別此の無名抄を見るに、基俊のあやまれる事をおほくのせられたる底心は、俊成卿の威勢をそねみて、其の俊成卿の師匠を嘲らるゝやうに思はるゝなり。（『戴恩記』）

○（「もみぢ葉は袖にこき入てもて出なん秋は限りと見む人のため」という歌について）俊成卿あしき風体と思はれ、先師六条修理大夫顕季を捨てゝ、右衛門佐基俊にたよりにて此の道を聞く。又基俊を捨てゝ今の二條家の風体に読みかへられしとなり。（『梨本集』）

○俊成卿、基俊の弟子になりて歌よむやうを学び、古語の解しやうなどをも聞きて、其の通りを又定家卿へ伝へられたるによりて（『あしわけ小船』）

○これ基俊・俊成・定家と伝はりて（『あしわけ小船』）

○貫之より次第相伝といひて、基俊・俊成・定家と伝へ（『あしわけ小船』）

○これは基俊は俊成の師なるゆゑに、貫之より基俊へ伝へたると言ひたるなり。（注：以下に俊成と基俊との当該贈答歌あり）（『あしわけ小船』）

俊成が基俊本『古今集』を授けられたことは、三七〇番歌の【語釈】の「古今の本を借りて、返すとて」の項でも述べたが、現存する御家切『古今集』について、「俊成は、早く藤原基俊の門に入り古今集を伝えられ、また崇徳天皇御本をも転写して『家秘本』としたのであるが、御家切基俊本を底本とし崇徳天皇御本で校合したものを書写した伝本である。」と解説されているのなども、御家切『古今集』は系統未詳とされているものの書道的な観点から見ると基俊本『古今集』と関係していることがわかつていうことで参考になる。

『風雅集』（卷十七雑歌下、一八四一、基俊、返し）に入集。

左京のかみ顕輔卿、撰集うけ給はりたるとて、歌尋ねて侍（り）しに、まづ故中納言の歌を遣はすとして

このもとに朽ち果てぬべき悲しさにふりにし言の葉を散らすかな

【題意】 左京職の長官の藤原顕輔卿が、勅撰集を撰集するようにという命をお受けになって、方々に歌を尋ねていました時に、先ず亡父中納言藤原俊忠の歌を贈ろうとして添えた歌。

【作者】 贈答歌であるので、作者名が記されるべきところであるが、俊成の作なので省略された。

【歌意】 木の葉が木の下に散り落ちて朽ちてしまうであろうことが悲しいように、父から子供の私に伝えられた和歌が世に知られないまま私の所で埋もれてしまうであろうことが悲しいので、亡父の和歌をあなたに託すことですよ。

【語釈】 ◇左京のかみ 左京職の長官。京洛の行政・訴訟などを掌った役所に京職があり、左京を掌るのが左京職。「かみ」は長官であるが、左京職ともに長官は本来は「大夫」と呼ばれる。◇顕輔卿 藤原顕輔（一〇九〇～一一五五、六六歳）。父は正三位修理大夫藤原顕季。母は藤原経平女。康和二年（一一〇〇）叙爵。白河・堀河・鳥羽・崇徳・近衛天皇の五代に仕え、正三位左京大夫に至った。父顕季の始めた人麻呂影供を受け継ぎ、六条藤家の歌字を継承した。永久四年（一一一六）の「鳥羽殿北面歌合」以下の多くの歌合に出詠、判者を勤める。久安六年（一一五〇）に成立した『久安百首』にも詠進し、崇徳院の命を受けて仁平元年（一一五一）に勅撰集『詞花集』を撰するなど、歌壇の重鎮として活躍した。久寿二年（一一五五）没。家集に『左京大夫顕輔卿集』がある。『金葉集』以下に八五首入集。¹³ ◇撰集うけ給はりたる¹⁴とて 勅撰集を撰集するようにという崇徳院の院宣をお受けになって。勅撰集は『詞花集』で、天養元年（一一四四）に院宣を蒙ったことをさす。◇歌尋ねて侍（り）しに 歌を探し求めていました時に。◇故中納言 俊成の父藤原俊忠。三六一番歌参照。俊忠の死は保安四年（一一二三）七月九日。◇このもとに 木の下にの意と子供のもとにの意との掛詞。「昔より名高き宿の言の葉はこのもとにこそ落ち積もるてへ」（『拾遺集』卷十七雑秋、一一四二、村上天皇、御返し）。◇朽ち果てぬべき（木の葉が木の下に散り落ちて）朽ちてしまうであろうということ、（父から子供に伝えられた和歌が）世に知られないまま埋もれてしまうであろうということ。◇ふりにし言の葉を散らすかな 亡父の和歌をあなたに託すことですよ。「ふりにし言の葉」は古くなってしまった言葉で、つまりは亡父の和歌をさし、「散らす」は世に散らし広めることで、つまりは顕輔に亡父の和歌を託し勅撰集に入集させ世に知らせてもらいたいということをいつている。「ふり」は木の葉の「降り」と言葉の「古り」との掛詞。

【評】 贈答歌の贈歌。父俊忠の歌が世に知られないまま埋もれてしまうことを悲しみ、顕輔に勅撰集に撰入してもらいたいと懇願した歌。一首全体を木の葉と和歌（の言葉）との対比で構成し、木の葉が地面に降り朽ちてゆく様と、和歌が親から子に伝えられながら世に知られないで埋もれてゆくことを重ねて表現している。そのように解すると、俊成の手元に伝え残された歌は一首だけではなく、複数の歌稿であったかと考えられる。俊成の手に残された俊忠歌は俊成の家に『俊忠集』として残されることになる。¹⁵

当該歌は、『村上天皇御集』の、

伊勢が集召しければ奉るとて

中務

時雨れつつふりにし宿の言の葉はかき集むれどとまらざりけり（一二二）

御返し

昔より名高き宿の言の葉はこのもとにこそ朽ち積もりけれ（一二三）

とある贈答歌の返歌と詞句が共通する。この贈答歌は『拾遺集』巻十七雑秋の部にとられている（一一四一、一一四二）が、返歌の第五句が「落ち積もるてへ」となっていて意味的にはそちらの方が通りやすい。ただし、「言の葉」が「朽ち果て」るのが悲しいと詠んでいる当該歌には『村上天皇御集』の句形の方が魅力的である。

『玉葉集』（巻十八雑歌五、二四三七、詞書「顕輔卿詞花集えらび侍りける時歌を尋ねて侍りければ、まづ権中納言俊忠歌を遣はすとて詠みて添へける」）に入集。

返し

顕輔の卿
あきすけ

373 家の風吹き伝へずはこのもとにあたら紅葉の朽ちや果てまし
いゑ（へ） かぜふ つた もみぢ く は

【題意】 返歌。

【作者】 藤原顕輔。「卿」は三位以上の位を示すための尊称。顕輔への尊敬が込められている。

【歌意】 あなたの家の家風をもし世に知らせなかったならば、子供であるあなたのもとに、惜しいことに紅葉のような美しい歌も埋もれてしまったことでしょう。

【語釈】 ◇家の風 家風の意。祖先から伝わっている家の伝統。ここは残された俊忠歌をさしていったもの。この詞からも俊忠歌が単数ではなく家集的なものであることがうかがえる。顕輔にはこの歌を詠作する以前に「家の風」という語を用いた歌がある。

前木工頭俊頼、撰集承はりて、詠めらん歌と、度々いはれしかば、遣はすとて

家の風吹かぬものゆゑはづかしの森の言の葉散らし果てつる（『顕輔集』、三五）

とある歌である。この歌は『金葉集』を撰集していた源俊頼に歌稿を求められて贈った時の歌で、現存『金葉集』巻九雑部上にも入集している（五五五番歌）。◇吹きつたへずは 世に知らせなかつたならば。初句に「風」をおいたので「吹く」という語を用いたもの。◇あたり 惜しいことに。残念なことに。◇紅葉 自然の散り落ちた紅葉に、紅葉のような美しい歌つまり俊忠の歌を象徴させたもの。讃辞を込めた表現。

【評】 贈答歌の返歌。俊忠の歌が私のところに届けられなかつたならば世に残らなかつたでしょうと詠むことで、俊忠歌を自分に贈ってくれた俊成の行為をほめると同時に勅撰集に撰入することを約束した歌。

『詞花集』に入集した俊忠歌は一首で、巻七恋上に、

家に歌合し侍りけるによめる

中納言俊忠

恋ひわびて一人ふせやに夜もすがら落つる涙や音無しの滝（二二二）

とあるのがそれである。俊成が贈った複数の歌からこの一首が入集したということになる。

俊成と頭輔の贈答歌は、先述した『村上天皇御集』の贈答歌（一二二、一二三番歌）の他にも、『詞花集』巻十雑下の、

むすめのさうし書かせける奥に書きつけける 源義国妻

このもとにかき集めつる言の葉をははその森の形見とは見よ（三八〇）

とある歌、あるいは、『千載集』巻十七雑歌中に、

大納言実家もとに三十六人集を返し遣はしける中に、故大炊御門右大臣（藤原公能）の書いて侍りけるさうしに、書いておしつけられて

侍りける 太皇太后宮（藤原多子）

このもとにかきあつめたる言の葉をわかれし秋の形見とぞ見る（一一〇五）

返し 大納言実家

このもとはかく言の葉を見るたびにたのみしかげのなきぞ悲しき（一一〇六）

とある贈答歌などとも「このもと」「言の葉」を共有する。俊成も頭輔とともに木の根元に木の葉が集まる、つまりは子の元に親あるいは先祖代々の和歌が相伝されるという発想を基軸にして詠んでいるのである。

勅撰集など歌集の編纂に関わって歌稿を求めたり贈ったりすることはしばしばあったことで、先述した頭輔が自身の家集を『金葉集』の撰者源俊頼に求められて贈った時の歌（『頭輔集』、三五）や、『詞花集』巻十雑歌下に、

この集撰び侍るとて家の集こひて侍りければよめる

太政大臣（藤原実行）

思ひやれ心の水の浅ければき流すべき言の葉もなし（三六九）

とある歌などは参考になる。俊成自身も後年ではあるが私撰集を編纂したことがあり、『長秋詠藻』に、

西行法師高野に籠もり居て侍りしが、撰集のやうなるものすなりと聞きて歌書き集めたるもの贈りて包み紙に書きたりし

西行法師

花ならぬ言の葉なれど自づから色もやあると君拾はなん（四〇一）

返し

世を捨てゝ入りにし道の言の葉ぞあはれも深き色は見えける（四〇二）

と、西行から歌稿が贈られたことを記している（『山家集』、一二三九・一二四〇にもあり）。この撰集に際しては、他にも、藤原惟方・賀茂重保からはそれぞれの歌稿が、平経盛からは父親忠盛の歌稿が（俊成が求めたのに応えて）贈られている¹⁵。

『玉葉集』（卷十八雑歌五、二四三八、左京大夫頭輔、返し）に入集。

注

（1）『百練抄』、『帝王編年記』、前稿『長秋詠藻』評釈（1）「三六五番歌の【語釈】「御讓位近くなりての頃」の項参照。

（2）例えば、『枕草子』（古典大系本）二三段に、「古今の草子を御前におかせ給ひて」とあるのは歌書としての『古今集』をさしている。

（3）『新編国歌大観』によれば、後代の作であるが大内政弘の家集『拾塵集』卷九雑歌中に、「かずならぬ名をばいかでかあさ倉や木の丸殿の昔なりとも」（一〇三〇、名所述懐）が見出せる。

（4）新編大観『長秋詠藻』、五八一番歌。

（5）俊成が崇徳天皇時代の殿上人になっていたことは、前稿『長秋詠藻』評釈（1）、「三六五番歌の【語釈】「御讓位近くなりての頃」の項参照。松野陽一氏『藤原俊成の研究』は、俊成の内裏歌壇への参加を保延六年から七年（七月十日に永治と改元）の一年前後のことであると論証されている。

（6）部類本『久安百首』の奥書は、谷山茂氏「久安百首部類本」（『藤原俊成 人と作品』〈谷山茂著作集第二巻、角川書店、昭和五七・七〉所収）による。『久安百首』の成立については、谷山茂氏「久安百首部類本と千載集」（同書所収）、橋本不美男氏「久安六年御百首」（『群書解題』第七巻）、久保田淳氏『新古今歌人の研究』所収「久安百首」、松野陽一氏『藤原俊成の研究』、明治書院『和歌大辞典』、拙著『俊成久安百首評釈』（武蔵野書院、平成十一・一）参照。

(7) 『公卿補任』、明治書院『和歌大辞典』、高崎由理氏「藤原教長年譜」(立教大学日本文学、第五六号、昭和六一・七) 参照

(8) 竹鼻績氏校注・訳『今鏡 全訳注(中)』(講談社、昭和五九・五) による。『新編国歌大観』第五卷所収『今鏡』では八二番歌、第五句「歎く頃かな」となっている。

(9) 注6、谷山茂氏「久安百首部類本と千載集」、拙著『俊成久安百首評釈』四三番歌参照。『藤原俊成 人と作品』所収の部類本『久安百首』では「隔てし身を」とある。

(10) 『尊卑分脈』、明治書院『和歌大辞典』、滝沢貞夫氏『基俊集全釈』(風間書房、昭和六三・一二) 参照。『和歌大辞典』は勅撰集に一〇七首入集とする。

(11) 俊成における基俊本『古今集』の相伝に関しては、西下経一氏『古今集の伝本の研究』(明治書院、昭和二九・一一)、西下経一氏他編『古今集・新古今集』(国語国文学研究史大成、三省堂、昭和三五・五)、久曾神昇氏『古今和歌集成立論』(風間書房、昭和三五・三・三六・一二)、『書道全集18 日本6・平安V・鎌倉I』(平凡社、昭和四一・三) 参照。

(12) 注(11)『書道全集18』。なお、了佐切『古今集』についても、「崇徳天皇御本を底本とし、基俊本で校合した系統本である。」と解説されている。

(13) 『公卿補任』、明治書院『和歌大辞典』、井上宗雄氏『左京大夫顕輔卿集』解題(明治書院『私家集大成』2〈中古Ⅱ〉所収) 参照。

(14) 和歌文学大系『長秋詠藻 俊忠集』(川村晃生・久保田淳氏校注、明治書院、平成一〇・一二) 所収『俊忠集』解題参照。

(15) 俊成が私撰集を編纂したことについては、松野陽一氏『藤原俊成の研究』参照。氏は、撰集の時期を俊成五三歳から六三歳の間であろうとされている。(藤原惟方Ⅱ『栗田口別当入道集』、一二五・一二六。賀茂重保Ⅱ『月詣集』、七八四。平経盛Ⅱ『経盛集』、一〇九)。また、さらに、俊成が『千載集』を編纂する時にも同様なことはあり、その様子は定家の編纂になる『新勅撰集』巻十七雑歌二にうかがえる(一一九二〜一一九四番歌)。なお、『山家集』には、常磐三寂や藤原公能が歌集・歌稿を崇徳院に進献することに関わって西行と交わした贈答歌を六首一続きにまとめて収載しているのなども注目すべきものとしてある(『山家集』、九二九〜九三四番歌)。